

1年単位の変形労働時間制の導入に動き

制度導入、どう思いますか？ 私たちの働き方はよくなる、悪くなる？

福島県立高教組では、1年単位の変形労働時間制導入に反対し、一昨年末には職場決議、法案審議が始まった昨秋には、職場で反対署名を集めてきました。コロナ対応で、国・県ともに、さまざまな業務の執行が遅れてきましたが、3月末に示されるはずだった、制度導入にかかわる省令、指針、自治体制定の条例のひな形（条例制定により最終的には自治体ごとに導入される）が徐々に示されつつあります。

7月17日に、省令が告示されました。指針、条例ひな形も案が示されています。それを受けて福島県議会にも動きが出てくるでしょう。導入を阻止するには、そもそも条例を提案させないことが重要です。

下記は、文部科学省が全国の自治体に示した日程です。スムーズに進めて、次年度から施行するのに、9月議会にかけさせることを想定しています。

新聞報道の通り、議会で導入反対決議が出ているところが増えています。また、秋田県など組合交渉の中で導入の意思がないことを言明している県教委も出てきています（組合調べ）。福島県教委は、導入は他県の動向見て研究中とし、導入する・しないと関係なく制度の整備は行う姿勢です。

そもそも、
1年単位の変形労働時間とは？
⇒裏面をご覧ください。

【文科省提示の行程表（抜粋・加工）】



～省令及び左図の行程で進めることの問題点～

※省令は、導入にかかわる制度の大枠と留意事項を定めています。

1 そもそも令和3年度から導入できる環境にない

- 1) 平日の超過分を夏休みにまとめ取りできる余裕などありません。
- 2) 恒常的な時間外労働、諸事情による学校行事の変更、緊急のうちあわせや子どもの指導がある学校に、勤務日数や総勤務時間を「少なくとも30日前」に定め、しかも途中では変更できない制度は適用できません。
- 3) 導入前提の絶対条件である「在校時間の上限遵守」（月42時間、年間320時間の超過のない状態）は、実現されていません（県教委による2019年の勤務実態調査、高校教諭週当たり平均14時間45分の超勤、持ち帰りのぞく。一年間を通じた超勤時間数を示す統計なし）。

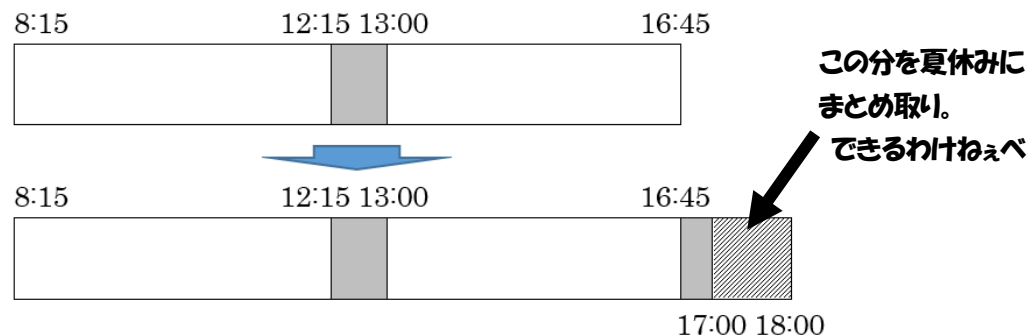
2 省令は国会で文科大臣答弁の導入の手続きを無視している

文科大臣は、各学校で検討し、地教委と相談の上、条例案を作成し、学校の意向をふまえて導入の仕方を決めることを答弁していますが、そのことが省令にもなく、左の行程表にもありません。どういふつもりなのでしょう。

1年を単位とする変形労働時間制とは

労働時間を年単位で調整することで、繁忙期等により勤務時間が増加しても時間外労働としての取扱いを不要とする労働時間制度です。授業のある期間を「繁忙期」として（この時点でおかしい！）所定の勤務時間を延長し、「閑散期」（夏休みが「ヒマ」と捉えられているのもおかしい！）とされる長期休業中の勤務日を減らすことを想定しています。地方公務員に適用できないこの制度を、政府は公立学校にだけ、しかも書面協定にもよらずに、条例によって導入できるよう法律を改正しました。

例えば、こんな勤務時間の割り振りに。



教職員の交通事故には特別な対応が必要です。

- ・ 起訴されれば**教員免許失効**。弁護士を加えてチームで事故対応（こんな保険はほかにありません）。
- ・ 加入者保護はもちろん事故被害者救済に尽力（刑事責任や道義上の責任は仕事の継続に影響。教職員の処分の**4割は交通事故**です）。

30年の実績の

「**全教自動車保険**」はいかが？
まずはネット見積もりを⇒



ホームページをリ
ニューアル。
ぜひのぞいてみて
ください。

<https://fhtu.jimdo.com>
（URL 直接入力
か、QRコードで）

導入されればこんな問題が・・・

- ★ 1日の所定の勤務時間の延長は、平日の業務削減の動機そのものをなくし、逆効果。
- ★ 平日の退勤時間が延び、本来の退勤時間に帰るのに年休取得が必要。
- ★ 労使協定によらず、条例により導入され、職員の意思確認がなされるか不透明。
- ★ 夏休みにまとめ取りができなければ、夏休みの休日出勤が常態化。
- ★ 遅い時間の補習が勤務時間内となるなど、すでに競争的な環境の子どもたちに、さらなる負荷も。



ホームページには、
さまざまな情報が。
ホームページに
つながります→



※7月号には『「公務員の定年延長」はどうか？ ③』を掲載する予定でしたが、次号に掲載します。